



発行 新潟県

第 79 号

令和5年10月13日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 1070 休猟区の指定（環境対策課）
- 1071 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定施術者等の指定（福祉保健総務課）
- 1072 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健総務課）
- 1073 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健総務課）
- 1074 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 1075 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止（障害福祉課）
- 1076 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 1077 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 1078 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 1079 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 1080 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 1081 公共測量の終了通知（監理課）
- 1082 公共測量の実施通知（監理課）
- 1083 公共測量の実施通知（監理課）
- 1084 公共測量の実施通知（監理課）
- 1085 公共測量の実施通知（監理課）
- 1086 公共測量の実施通知（監理課）
- 1087 道路の区域変更（道路管理課）
- 1088 道路の区域変更（道路管理課）
- 1089 道路の区域変更（道路管理課）
- 1090 道路の供用開始（道路管理課）
- 1091 道路の区域変更（道路管理課）
- 1092 道路の供用開始（道路管理課）

公 告

- 大規模小売店舗の変更（地域産業振興課）
- 政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況（出納局管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

公安委員会規則

- 11 留置施設の実地監査に関する規則（留置管理課）



◎新潟県告示第1070号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

1 入川休猟区

(1) 区域

佐渡市入川地内の県道佐渡一周線と主要地方道佐渡縦貫線（通称：ドンデン線）との交点を起点とし、主要地方道佐渡縦貫線を南東に進み、旧相川町と旧両津市との境界線に至る。ここから同境界線を西に進み、標高937mの地点を経て南西に進み、石花川上流のイラツボ沢右岸を下流に進み、石花川との合流点に至る。ここから石花川右岸を下流に進み、石花集落を経て日本海波打ち際に至る。ここから波打ち際を北東に進み、後尾、北川内、北立島の各集落を経て入川集落に至る。ここから入川集落の入川河口を上流に進み起点と結ぶ内部一円の区域とする。

(2) 面積

2,997ヘクタール

(3) 存続期間

令和5年10月15日から令和8年10月14日まで

◎新潟県告示第1071号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

氏名	住所 (開設者の場合は施術所等の名称及び所在地)	指定年月日
小川 励	日赤おがわ整骨院 長岡市日赤町1丁目1-23	令和5年5月2日
山崎 慶太	出張・訪問治療院 やまざき 燕市吉田鴻巣220モデルノドマーニII102	令和5年7月12日
石井 光晴	新発田市下飯塚658	令和5年6月21日

◎新潟県告示第1072号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	指定年月日
ウエルシア薬局長岡与板店	長岡市与板町与板乙2434番地1	令和5年8月1日
訪問看護ステーションさわやか苑 長岡	長岡市荻野1丁目7番14号	令和5年8月10日
クスリのアオキ春日山町薬局	上越市春日山町三丁目15番8号	令和5年10月1日

林町歯科医院	三条市林町2-14-3	令和5年8月10日
豊島歯科医院	新発田市中央町1-1-2	令和5年5月10日
みなみ調剤薬局コアラ店	燕市佐渡字浦田243-1	令和5年9月1日
さどクリニック	佐渡市河原田諏訪町207-1	令和5年7月1日
中澤歯科医院	南魚沼市五日町575-3	令和5年4月1日

◎新潟県告示第1073号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
にいがた調剤薬局 長岡	長岡市旭岡2- 276	名称	にいがた調剤薬局 長岡	アイン薬局 長岡 旭岡店	令和5年8月1日

◎新潟県告示第1074号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
小林真紀子レディース・クリニック	長岡市堤町5-45	令和5年8月30日
石川内科クリニック	長岡市西宮内2丁目92-2	令和5年7月31日
西宮内薬局	長岡市西宮内2丁目91番地	令和5年8月5日
豊島歯科医院	新発田市中央町1-1-2	令和5年5月9日
コアラ薬局	燕市佐渡字浦田243-1	令和5年8月31日
磯村医院	糸魚川市大字田海5169	令和5年7月31日
至誠堂耳鼻咽喉科医院	佐渡市窪田933-1	令和5年7月31日

◎新潟県告示第1075号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
すがいやつきょく上海府店	村上市早川字滝下207-2	精神通院医療	令和5年10月9日

◎新潟県告示第1076号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）を次のとおり指定した。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
共栄堂薬局ながおか店	長岡市坂之上町2丁目3番地 20 米百俵プレイス北館1階	育成医療・更生医療	令和5年10月1日
笹菊あさひ薬局	加茂市旭町6-14	育成医療・更生医療	令和5年10月1日
みなみ調剤薬局コアラ店	燕市佐渡字浦田243-1	育成医療・更生医療	令和5年10月1日
合資会社 金生堂薬局	南魚沼郡湯沢町湯沢3-3-1	育成医療・更生医療	令和5年10月1日
すみれ薬局富岡店	上越市富岡1879-1 ビオレ 1階	育成医療・更生医療	令和5年10月1日

◎新潟県告示第1077号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定を次のとおり更新した。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	更新年月日
大手薬局嵐南店	見附市昭和町2丁目21-21	育成医療・更生医療	令和5年10月1日

◎新潟県告示第1078号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
大手薬局東宮内店	長岡市東宮内町4900番1号	育成医療・更生医療	令和5年9月30日
幸町調剤薬局	加茂市幸町1-12-11	育成医療・更生医療	令和5年10月10日

◎新潟県告示第1079号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日				
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会						
代表者氏名	代表理事会長 伊藤 能徳						
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15						
登録の区分	品位等検査						
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば						
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先			
	氏名	農産物の種類	証明書番号	受委託の区分	登録検査機関の名称	代表者氏名	主たる事務所の所在地
新潟県	中村 健志	もみ、玄米、大麦、大豆	K1522004				
	廣川 政良	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1524004				
	松本 善衛	もみ、玄米、大麦、小麦、大豆、そば	K1525001				
備考	略称『新潟県検査協会』令和5年10月13日農産物検査員3名の登録抹消。検査員合計736名。						

◎新潟県告示第1080号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、柏崎市の一部を受益地域とする県営山口地区区画整理（経営体育成基盤整備「面的集積型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
令和5年10月16日から令和5年11月13日まで
- 3 縦覧に供する場所
柏崎市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて
ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。
イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第1081号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方

整備局高田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 標高データ(地図情報レベル1000、1mメッシュ)
- 2 作業期間 令和5年4月13日から令和5年9月15日まで
- 3 作業地域 関川・保倉川流域(新潟県上越市、妙高市)

◎新潟県告示第1082号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県柏崎地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(県営防災重点農業用ため池緊急整備事業坂田新池地区 用地測量)
- 2 作業期間 令和5年10月10日から令和5年10月31日まで
- 3 作業地域 新潟県柏崎市西山町坂田 地内

◎新潟県告示第1083号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸農政局信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業期間 令和5年10月2日から令和5年10月30日まで
- 3 作業地域 五泉市及び阿賀野市内

◎新潟県告示第1084号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量【数値図化(砂防基盤図作成)】
- 2 作業期間 令和5年9月1日から令和6年2月29日まで
- 3 作業地域 十日町市、中魚沼郡津南町

◎新潟県告示第1085号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省北陸地方整備局阿賀野川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量 GNS S測量機による水準測量
レベル等による水準測量
- 2 作業期間 令和5年10月2日から令和6年3月13日まで
- 3 作業地域 新潟県新潟市東区松浜町地区～新潟県阿賀野市小松地区

◎新潟県告示第1086号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、砂山地区土地改良事業共同施工代表から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量(団体営(非補助)土地改良事業 砂山地区 確定測量)
- 2 作業期間 令和5年10月10日から令和6年3月15日まで
- 3 作業地域 新潟県 阿賀野市 保田ほか 地内

◎新潟県告示第1087号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 村上朝日線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
村上市寺尾字大沢235番1から	新	3.3~10.0メートル	27.7メートル
同市寺尾字大沢187番まで	旧	3.3~6.3メートル	27.7メートル

◎新潟県告示第1088号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 五十子平真田線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市松之山五十子平字五十子平633番から	新	8.1~35.8メートル	358.0メートル
同市松之山五十子平字中ツルネ794番1まで	旧	6.1~35.8メートル	352.7メートル

◎新潟県告示第1089号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡西山線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

柏崎市西山町大津字大鼻840番2から	新	18.0～61.0メートル	285.3メートル
同市西山町大津字五兵ヶ入600番1まで	旧	16.5～43.7メートル	285.3メートル

◎新潟県告示第1090号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 長岡西山線
- 2 供用開始の区間
柏崎市西山町大津字大鼻840番2から同市西山町大津字五兵ヶ入600番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月13日

◎新潟県告示第1091号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 佐渡縦貫線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市羽茂大崎1341番1から	新	8.8～46.2メートル	181.9メートル
同市羽茂本郷5791番6まで	旧	5.1～38.7メートル	183.5メートル

◎新潟県告示第1092号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部用地・行政課において縦覧に供する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 路線名 県道 佐渡縦貫線
- 2 供用開始の区間
佐渡市羽茂大崎1341番1から同市羽茂本郷5791番6まで
- 3 供用開始の期日 令和5年10月13日

公 告

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表

する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名称 コンパスタウン新発田舟入
所在地 新発田市舟入町3丁目1009番地
設置者 三菱HCキャピタル株式会社
- 2 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前) 株式会社チヨダ 代表取締役 舟橋 政男
(変更後) 株式会社チヨダ 代表取締役 町野 雅俊
- 3 変更年月日
令和5年5月25日
- 4 変更の理由
小売業者の代表者変更のため
- 5 届出年月日
令和5年9月29日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部地域産業振興課
(なお、新発田市商工振興課でも閲覧ができます。)
- 7 縦覧期間
令和5年10月13日から令和6年2月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
地域産業振興課 小規模企業支援班
電話 025-280-5235
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況について(公告)

「政府調達に関する苦情の処理手続」(平成11年新潟県告示第1221号)8の規定により、令和5年7月から令和5年9月における苦情の受付及び処理の状況を次のとおり公表する。

令和5年10月13日

新潟県知事 花角 英世

政府調達に係る苦情の受付及び処理の件数 なし

病院局公告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、安全キャビネットの購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和5年10月13日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
安全キャビネット 一式
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
令和6年3月29日(金)

(4) 納入場所

新潟県立中央病院 薬剤部 製剤室

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第2条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年10月19日(木)午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和5年10月24日(火)午前11時00分

新潟県立中央病院 講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 暴力団等の排除

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者へ通報報告を行うこと。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申し立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(10) その他

詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、デジタルガンマカメラ装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

令和5年10月13日

新潟県立中央病院長 長谷川 正樹

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

デジタルガンマカメラ装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

新潟県立中央病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条の規定に基づき定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192

新潟県上越市新南町205番地

新潟県立中央病院経営課経営係

電話番号 025-522-7711 内線2329

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

令和5年10月24日（火）午後5時15分

4 入開札の日時及び場所

令和5年10月30日（月）午前11時00分

新潟県立中央病院講堂1

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立中央病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 苦情申立て

本件調達において、参加資格の確認その他の手続きに不服がある場合は、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年新潟県告示第1221号）により、苦情の原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内に新潟県政府調達苦情検討委員会に対して苦情を申し立てることができる。

なお、政府調達協定に関する苦情の申立てがあり、新潟県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合、本県調達手続の停止等を行うことがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Subject and quantity of the products to be purchased:

Digital gamma camera device [1]set

(2) Bid submission:

11:00A.M. October 30, 2023

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Management Division,

Department of Administration,

Niigata Prefectural Central Hospital

*address:

205 Shinnan-cho, Joetsu-City, Niigata

〒943-0192

JAPAN

TEL 025-522-7711 Ext. 2329

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第11号

留置施設の実地監査に関する規則を次のように定める。

令和5年10月13日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

留置施設の実地監査に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第18条の規定に基づき、留置施設の実地監査（以下「実地監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施項目)

第2条 実地監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 留置施設の管理運営に関すること。
- (2) 被留置者の処遇に関すること。

(実施方法)

第3条 実地監査は、関係者からの聴取、書類の閲覧、実地の視察その他適当な方法により実施するものとする。

(実施)

第4条 実地監査は、毎年度1回以上、全ての留置施設において実施しなければならない。

(実施計画)

第5条 新潟県警察本部長（以下「本部長」という。）は、毎年度、実地監査計画を作成し、新潟県公安委員会の承認を受けなければならない。

(報告)

第6条 本部長は、実地監査を実施したときは、その結果を取りまとめ、新潟県公安委員会に報告しなければならない。

(実地監査の結果に基づく措置)

第7条 本部長は、実地監査の結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(細目)

第8条 この規則に定めるもののほか、実地監査の実施に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。